

# 世田谷区公報

## 目次

### 規 則

- 世田谷区職員住宅の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則(1)……………2
- 世田谷区多摩川玉堤広場条例施行規則の一部を改正する規則(2)……2
- 世田谷区多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(3)……………2
- 告 示**
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(1)……………2
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(2)……………2
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(3)……………2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(4)……2
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(5)……………3
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(6)……………3
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(7)……………3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(8)……3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(9)……3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(10)……3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(11)……3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(12)……3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(13)……3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(14)……3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(15)……4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(16)……4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(17)……4
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示(18)……4
- 住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し及び住民票の写しの無効並びに世田谷区印鑑条例に基づく印鑑登録の取消し及び印鑑登録証明書が無効の告示(19)…………4
- 道路法に基づく特別区道路線の供

- 用開始の告示(20)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(21)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(22)……………4
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(23)……………4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(24)……………4
- 建築基準法に基づく指定道路の変更の告示(25)……………4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(26)……5
- 建築基準法に基づく道路指定の告示(27)……………5
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(28)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(29)……5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(30)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(31)……5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(32)……5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(33)……5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(34)……5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(35)……5
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路指定の告示(36)…………6
- 公 告**
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告(1)……………6
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(2)……………6
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(3)……………6
- 規 則(教)**
- 世田谷区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則(1)……………6
- 訓 令 甲(教)**
- 世田谷区立図書館資料管理規程の一部改正(1)……………6
- 告 示(教)**
- 世田谷区立北沢学園中学校の通学区域を定める告示(1)……………6
- 告 示(選)**
- 公職選挙法に基づく令和8年2月8日執行の衆議院(小選挙区選出)議員選挙におけるポスター掲示場設置の告示(1)……………7
- 公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示(2)……………7
- 地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和8年1月26日調製の選挙人

- 名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示(3)……………7
- 公職選挙法に基づく令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を定める告示(4)……………7
- 公職選挙法に基づく令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を定める告示(5)……7
- 公職選挙法に基づく令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に係る期日前投票所を定める告示(6)……………7
- 公職選挙法に基づく令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者選任の告示(7)……………7
- 公職選挙法に基づく令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者選任の告示(8)……………7
- 公職選挙法に基づく令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時の告示(9)……7
- 公職選挙法に基づく令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者選任の告示(10)……………7
- 公職選挙法に基づく令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における世田谷区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時の告示(11)……7
- 衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第5区)選挙長告示**
- 公職選挙法に基づく令和8年2月8日執行の衆議院(小選挙区選出)選挙(東京都第5区)における選挙立会人のくじを行う場所及び日時の告示(1)……………7
- 衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第6区)選挙長告示**
- 公職選挙法に基づく令和8年2月8日執行の衆議院(小選挙区選出)選挙(東京都第6区)における選挙立会人のくじを行う場所及び日時の告示(1)……………7
- 告 示(農)**
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(1)……………8
- 告 示(監)**
- 地方自治法に基づく令和7年度定期監査の結果の報告の公表(1)……8

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和8年1月30日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第1号

世田谷区職員住宅の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第2号

世田谷区立多摩川玉堤広場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第3号

世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区職員住宅の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区職員住宅の設置及び管理に関する規則(昭和41年3月世田谷区規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「添えてを」を「添えて」に改める。

第1号様式の(3)を次のように改める。

様式省略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区立多摩川玉堤広場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立多摩川玉堤広場条例施行規則(昭和53年12月世田谷区規則第61号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号を削り、同項に次の表を加える。

施設名	開場時間
少年野球場	午前6時30分から午後5時まで
庭球場	午前9時から午後5時まで
サッカー場	午前6時30分から午後5時まで

第4条中「の規定により使用の承認を受けようとする者」を「の規定による申請」に、「しなければ」を「することにより行わなければ」に改める。

第5条を次のように改める。

(使用の希望の申出等)

第5条 区長は、次に掲げる日の施設の使用については、前条の申請の前に、当該使用しようとする区民その他区長が認める者から、使用しようとする施設及び日時希望の申出(以下この条において「希望の申出」という。)を受け、抽選を行い、施設の使用予定者を決定するものとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める日

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、希望の申出を受けないことが

できる。

(1) 当該申出をした者に未納の使用料があるとき。

(2) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

3 第1項の規定により施設の使用予定者となった者は、前条の申請をすることができる。

4 区長は、区長が別に定める日の施設の使用について、当該使用しようとする者から、希望の申出を受け、抽選を行い、施設の使用予定者を決定することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により希望の申出があった場合について準用する。

第8条第1項中「第8条」を「第9条」に、「に定めるところ」を「の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条第2項中「第8条」を「第9条」に、「駐車場の使用料」を「使用料(駐車場の使用料に限る。)」に、「に定めるところ」を「の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条第3項中「第4号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第11条とする。

第7条第1項各号列記以外の部分中「第7条ただし書」を「第8条ただし書」に、「定めるところ」を「掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項第1号及び第2号中「とき」を「とき。」に改め、同条第2項中「第3号様式」を「第5号様式」に改め、同条を第10条とし、第6条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

(使用の承認等)

第6条 条例第4条第1項に規定する承認は、申請の順序による。

2 区長は、第4条の申請があった場合において、施設の使用の承認をしたときは、当該申請をした者に世田谷区立多摩川玉堤広場使用承認書(第2号様式。以下「使用承認書」という。)によりその旨を通知する。

3 施設の使用の承認を受けた者は、当該施設を使用するときは使用承認書を携帯し、係員から提示を求められたときはいつでもこれを提示しなければならない。ただし、附帯設備(条例別表に規定する附帯設備をいう。)については、この限りでない。

(使用の不承認)

第7条 区長は、第4条の申請があった場合において、施設の使用の承認をしないときは、当該申請をした者に世田谷区立多摩川玉堤広場使用不承認通知書(第3号様式)によりその旨を通知する。

(使用の承認の取消し等)

第8条 区長は、条例第6条の規定により、施設の使用の承認を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止するときは、世田谷区立多摩川玉堤広場使用承認取消・使用条件変更・使用停止通知書(第4号様式)によりその旨を通知す

る。

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

様式省略

第4号様式の次に次の2様式を加える。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和8年4月4日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区立多摩川玉堤広場条例施行規則の規定は、施行日以後の使用に係る手続について適用し、施行日前の使用に係る手続については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第3号様式及び第4号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例(令和6年6月世田谷区条例第36号)の施行期日は、令和8年4月4日とする。

告 示

◎世田谷区告示第1号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年1月5日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第2号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年1月5日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第3号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年1月5日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の

規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年1月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区桜上水四丁目429番27の内から429番307の内まで
- 3 変更の区域  
延長 8.16メートル  
幅員 0.18メートルから  
0.19メートルまで  
面積 1.54平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年1月9日

◎世田谷区告示第5号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和8年1月9日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第6号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和8年1月13日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第7号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和8年1月19日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年1月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区域  
世田谷区上馬五丁目9番110
- 3 変更の区域  
延長 5.19メートル  
幅員 0.64メートルから  
0.68メートルまで  
面積 3.80平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年1月20日

◎世田谷区告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年1月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区域  
世田谷区上馬三丁目881番6
- 3 変更の区域  
延長 12.83メートル  
幅員 0.00メートルから  
1.97メートルまで  
面積 12.67平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年1月20日

◎世田谷区告示第10号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年1月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田二丁目652番29の内
- 3 変更の区域  
延長 13.19メートル  
幅員 0.00メートルから  
0.18メートルまで  
面積 1.24平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年1月20日

◎世田谷区告示第11号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年1月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
38-6
- 2 変更の区間  
世田谷区太子堂一丁目389番30の内
- 3 変更の区域  
延長 8.37メートル  
幅員 0.14メートルから  
0.16メートルまで  
面積 1.27平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年1月20日

◎世田谷区告示第12号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年1月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区宮坂三丁目2362番19の内から2362番2の内まで
- 3 変更の区域  
延長 14.78メートル  
幅員 0.04メートルから  
0.48メートルまで  
面積 3.43平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年1月20日

◎世田谷区告示第13号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年1月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田六丁目1059番37の内
- 3 変更の区域  
延長 2.93メートル  
幅員 0.92メートルから  
0.94メートルまで  
面積 2.59平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年1月21日

◎世田谷区告示第14号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年1月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-G148
- 2 変更の区間  
世田谷区代田六丁目1059番37の内
- 3 変更の区域  
延長 5.54メートル  
幅員 0.88メートルから  
0.92メートルまで  
面積 5.17平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年1月21日

# 世田谷区公報

## ◎世田谷区告示第15号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年1月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上馬五丁目112番5
- 3 変更の区域  
延長 9.07メートル  
幅員 1.02メートルから  
1.14メートルまで  
面積 9.86平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年1月21日

## ◎世田谷区告示第16号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年1月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区太子堂四丁目459番5の内から459番9の内まで
- 3 変更の区域  
延長 6.31メートル  
幅員 0.63メートルから  
0.67メートルまで  
面積 4.07平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年1月21日

## ◎世田谷区告示第17号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年1月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜新町一丁目488番4の内から487番3の内まで
- 3 変更の区域  
延長 47.70メートル  
幅員 0.14メートルから  
0.22メートルまで  
面積 7.73平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年1月21日

## ◎世田谷区告示第18号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和8年1月21日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

## ◎世田谷区告示第19号

令和7年12月2日になされた住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定に基づく転入届及び世田谷区印鑑条例(昭和50年3月世田谷区条例第6号)第4条の規定に基づく印鑑登録申請は、いずれも事実に基づかない届出であることが判明したため、これらに基づく住民票の記載及び印鑑登録(印鑑登録番号45-237243)を取り消す。

なお、次の住民票の写し及び印鑑登録証明書は、これを無効とする。

令和8年1月21日

世田谷区長 保坂展人

以下省略

## ◎世田谷区告示第20号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年1月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1  
(3) 28-1
- 2 供用開始の区間  
(1) 世田谷区北烏山七丁目2296番14から2301番4まで  
(2) 三鷹市牟礼二丁目1531番2から1524番3まで  
(3) 世田谷区北烏山五丁目2334番9から2332番6まで
- 3 供用開始の区域  
(1) 延長 44.13メートル  
幅員 1.99メートル  
面積 87.47平方メートル  
(2) 延長 48.98メートル  
幅員 2.00メートル  
面積 97.93平方メートル  
(3) 延長 35.62メートル  
幅員 2.00メートル  
面積 73.38平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年1月23日

## ◎世田谷区告示第21号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年1月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区若林三丁目165番29
- 3 変更の区域  
延長 8.36メートル  
幅員 1.00メートルから  
1.04メートルまで  
面積 9.16平方メートル

## ◎世田谷区告示第22号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年1月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
35-34
- 2 変更の区間  
世田谷区粕谷四丁目522番60
- 3 変更の区域  
延長 7.10メートル  
幅員 1.00メートル  
面積 7.10平方メートル

## ◎世田谷区告示第23号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和8年1月23日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

## ◎世田谷区告示第24号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和8年1月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
樹楽祖師谷
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区祖師谷六丁目23番7号
- 3 事業者の名称  
株式会社トランフ
- 4 廃止届受理年月日  
令和8年1月6日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

## ◎世田谷区告示第25号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和8年1月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号  
第2958号

<p>2 指定変更年月日 令和8年1月22日</p> <p>3 指定変更の位置 世田谷区代沢五丁目1155番7の一部及び1155番8の一部</p> <p>4 道路の幅員 4.00メートル</p> <p>5 道路の延長 5.70メートル</p> <p>6 申出者氏名 山口 晃</p>	<p>28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区給田一丁目569番35から569番34まで</p> <p>3 変更の区域 延長 1.97メートル 幅員 1.73メートルから1.84メートルまで 面積 3.53平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年1月29日</p>	<p>2 変更の区間 世田谷区北沢一丁目363番2の内</p> <p>3 変更の区域 延長 14.07メートル 幅員 0.19メートルから0.22メートルまで 面積 2.97平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年1月30日</p>
<p>◎世田谷区告示第26号</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。</p> <p>令和8年1月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ケアプランひより</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区東玉川一丁目40番9-202号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社トラスト・ワン</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和8年1月14日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>◎世田谷区告示第30号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。</p> <p>この関係図面は、令和8年1月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年1月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区玉川三丁目149番23から149番22まで</p> <p>3 変更の区域 延長 16.92メートル 幅員 1.25メートルから1.52メートルまで 面積 23.48平方メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第33号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年1月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年1月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区上祖師谷七丁目914番46</p> <p>3 変更の区域 延長 10.62メートル 幅員 0.18メートル 面積 1.93平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年1月30日</p>
<p>◎世田谷区告示第27号</p> <p>建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。</p> <p>なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。</p> <p>令和8年1月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 第208号</p> <p>2 指定年月日 令和8年1月23日</p> <p>3 指定する道路の種類 特別区道</p> <p>4 指定の区域 世田谷区千歳台六丁目645番1地先無番</p> <p>5 道路の幅員 5.26メートルから5.28メートルまで</p> <p>6 道路の延長 20.56メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第31号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年1月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年1月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区駒沢二丁目68番12の内</p> <p>3 変更の区域 延長 8.26メートル 幅員 0.65メートルから0.66メートルまで 面積 5.46平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年1月30日</p>	<p>◎世田谷区告示第34号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年1月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年1月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 35-34</p> <p>2 変更の区間 世田谷区粕谷四丁目522番59</p> <p>3 変更の区域 延長 7.35メートル 幅員 0.99メートルから1.00メートルまで 面積 7.35平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和8年1月30日</p>
<p>◎世田谷区告示第28号</p> <p>世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。</p> <p>令和8年1月27日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第32号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年1月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年1月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 11-D701-07</p>	<p>◎世田谷区告示第35号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年1月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年1月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 40-16</p> <p>2 変更の区間 世田谷区駒沢二丁目1034番30</p> <p>3 変更の区域 延長 22.87メートル</p>
<p>◎世田谷区告示第29号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年1月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年1月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号</p>		

世田谷区公報

幅員 1.00メートル  
面積 22.95平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和8年1月30日

◎世田谷区告示第36号  
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路の指定をしたので、同条第4項の規定により、次のとおり公示する。  
令和8年1月30日

- 世田谷区長 保坂展人
- 1 指定年月日  
令和8年1月30日
  - 2 指定区間  
世田谷区八幡山三丁目37番地内
  - 3 指定区域  
延長 371.94メートル  
幅員 6.00メートルから  
9.90メートルまで

公 告

◎世田谷区公告第1号  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。  
令和8年1月22日

- 世田谷区長 保坂展人
- 1 地区計画等の種類  
地区計画
  - 2 地区計画等の名称  
東京都市計画地区計画千歳烏山駅周辺地区地区計画
  - 3 地区計画等の位置及び区域  
世田谷区南烏山四丁目、南烏山五丁目及び南烏山六丁目各地内
  - 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所  
世田谷区烏山総合支所駅周辺整備担当課
  - 5 縦覧期間  
令和8年1月22日から同年2月5日まで
  - 6 意見書の提出先  
世田谷区烏山総合支所駅周辺整備担当課
  - 7 意見書の提出期間  
令和8年1月22日から同年2月12日まで

◎世田谷区公告第2号  
開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
令和8年1月23日  
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区北烏山六丁目1629番1 1629番21 1629番22 1629番23 1629番24の一部	東京都杉並区阿佐谷南三丁目35番21号 株式会社細田工務店 代表取締役 野村孝一郎

◎世田谷区公告第3号  
開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
令和8年1月28日  
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区瀬田五丁目306番3 306番16 306番17 306番18 306番19 306番20 306番21	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル31階 アグレ都市デザイン株式会社 代表取締役 大林竜一

規 則 (教)

次に掲げる規則を公布する。  
令和8年1月16日  
世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第1号  
世田谷区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則  
世田谷区教育委員会傍聴規則(昭和57年2月世田谷区教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。  
第2条の見出しを「(傍聴の手続)」に改め、同条第1項中「30分前」の次に「から10分前」を加え、「別記第1号様式」を「第1号様式」に、「傍聴券」を「傍聴券」に、「別記第2号様式」を「第2号様式」に改め、同条第2項を次のように改める。  
2 傍聴券は、会議の当日、先着順により1人1枚を交付する。  
第2条に次の1項を加える。  
3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、傍聴の手続を変更することができる。  
第3条に次のただし書を加える。  
ただし、教育長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。  
第5条各号列記以外の部分中「一」を「いづれか」に改め、同条第1号中「かさ、棒、垂れ幕、凶器等他人」を「銃器、棒その他

人」に改め、同条第2号中「者」を「と思われる者」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の会議に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者  
第5条第4号中「のほか議事」を「に掲げる者のほか、議事」に改める。  
第6条を次のように改める。  
(禁止行為)

第6条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議における発言に対して批評を加え、拍手その他の方法により賛否を表明し、又は会議に現在する者に対して示威的行為をすること。
- (2) 飲食、喫煙又は談笑をすること。
- (3) 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等を鳴らすこと及び通話をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をすること。

第7条の見出し中「撮影・録音等」を「写真の撮影、録音、録画、放送等」に改め、同条中「写真、映画等を撮影し、又は録音等」を「写真の撮影、録音、録画、放送等」に改め、同条ただし書中「ではない」を「でない」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。  
様式省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲 (教)

◎世田谷区教育委員会訓令甲第1号  
教育委員会事務局  
中央図書館  
地域図書館  
世田谷区立図書館資料管理規程(昭和57年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。  
令和8年1月30日

世田谷区教育委員会  
第4条第2項ただし書中「ただし」の次に「、世田谷区立梅丘図書館」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年2月1日から施行する。

告 示 (教)

◎世田谷区教育委員会告示第1号  
世田谷区立北沢学園中学校の設置に伴い、通学区域を次のように定め、令和8年4月1日から適用する。  
令和8年1月30日

世田谷区教育委員会  
世田谷区立北沢学園中学校の通学区域

通学区域
区内全域

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院(小選挙区選出)議員選挙におけるポスター掲示場を、別紙衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第5区)ポスター掲示場設置場所一覧表及び衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第6区)ポスター掲示場設置場所一覧表のとおり設置する。

令和8年1月25日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和8年1月26日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和8年1月26日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和8年1月26日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数 15,579

6分の1の数 129,817

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 196,484

◎世田谷区選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における、各投票区の投票所を別紙一覧のとおり定める。

令和8年1月27日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項により準用される第39条の規

定により、令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を、別紙一覧のとおり定める。

令和8年1月27日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される第48条の2第1項の規定により、別紙一覧の期日前投票所を、令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票することができる期日前投票所として指定した。

令和8年1月27日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を、別紙一覧のとおり選任した。

令和8年1月27日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、別紙一覧のとおり選任した。

令和8年1月27日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第64条の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院(比例代表選出)議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における世田谷区第5区開票区及び世田谷区第6区開票区の開票場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和8年1月27日

世田谷区選挙管理委員会

- 世田谷区第5区開票区
  - 開票場所 世田谷区立大蔵第二運動場体育館  
世田谷区大蔵四丁目7番1号
  - 開票日時 令和8年2月8日 午後9時
- 世田谷区第6区開票区
  - 開票場所 世田谷区立総合運動場体育館  
世田谷区大蔵四丁目6番1号

(2) 開票日時 令和8年2月8日 午後9時

◎世田谷区選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第61条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第67条第1項の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院(比例代表選出)議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における世田谷区第5区開票区及び世田谷区第6区開票区の開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和8年1月27日

世田谷区選挙管理委員会

以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第6項の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院(比例代表選出)議員選挙における世田谷区第5区開票区及び世田谷区第6区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和8年1月27日

世田谷区選挙管理委員会

- 場所 世田谷区選挙管理委員会室  
世田谷区世田谷四丁目22番33号 世田谷区役所西棟2階
- 日時 令和8年2月5日 午後5時30分開始

告 示 (選挙長)  
(東京都第5区)

◎衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第5区)選挙長告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条で準用する第62条第6項の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院(小選挙区選出)議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和8年1月27日

衆議院(小選挙区選出)議員選挙  
(東京都第5区)

選挙長 岡部 健一

- 場所 世田谷区選挙管理委員会室  
世田谷区世田谷四丁目22番33号 世田谷区役所西棟2階
- 日時 令和8年2月5日 午後5時30分開始

告 示 (選挙長)  
(東京都第6区)

◎衆議院(小選挙区選出)議員選挙(東京都第6区)選挙長告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条で準用する第62条第6項の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院(小選挙区選出)議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和8年1月27日

衆議院(小選挙区選出)議員選挙  
(東京都第6区)

- 選挙長 管沼 勉
- 1 場所 世田谷区選挙管理委員会室  
世田谷区世田谷四丁目22番33号 世田谷区役所西棟2階
  - 2 日時 令和8年2月5日 午後5時30分開始

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第30回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和8年1月19日

世田谷区農業委員会会長

穴 戸 幸 男

- 1 開催日時 令和8年1月30日(金)  
午後3時
- 2 開催場所 区役所東棟9階 第5委員会室
- 3 審議事項
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について

告 示 (監)

◎世田谷区監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した令和7年度定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、公表する。

令和8年1月16日

世田谷区監査委員 大 塚 勇  
同 市 川 穰  
同 和 田 秀 壽  
同 藤 井 真 尚

7 世 監 第 1 6 8 号  
令 和 8 年 1 月 8 日

世 田 谷 区 議 会 議 長 様  
世 田 谷 区 議 会 議 長 様  
世 田 谷 区 教 育 委 員 会 様  
世 田 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 様  
世 田 谷 区 農 業 委 員 会 様

世 田 谷 区 監 査 委 員 大 塚 勇  
同 市 川 穰  
同 和 田 秀 壽  
同 藤 井 真 尚

令 和 7 年 度 定 期 監 査 の 結 果 に つ い て

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 項、第 2 項 及 び 第 4 項 の 規 定 に よ り 実 施 し た 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 を、同 条 第 9 項 の 規 定 に 基 つ き、次 の と お り 提 出 し ま す。

な お、本 監 査 に あ た っ て は、田 中 文 子 前 監 査 委 員 は 令 和 7 年 5 月 1 4 日 ま で、下 山 芳 男 前 監 査 委 員 及 び 高 橋 昭 彦 前 監 査 委 員 は 同 月 1 8 日 ま で、大 塚 勇 監 査 委 員 は 同 月 1 5 日 以 降、和 田 秀 壽 監 査 委 員 及 び 藤 井 真 尚 監 査 委 員 は 同 月 1 9 日 以 降 関 与 し ま し た。

ま た、同 法 第 1 9 9 条 の 2 の 規 定 に よ り、大 塚 勇 監 査 委 員 は、危 機 管 理 部 の 監 査 に つ い て は、除 斥 さ れ ま し た。

令 和 7 年 度

定 期 監 査 報 告 書

世 田 谷 区 監 査 委 員

別表1

令和7年度定期監査対象部等一覧(総合支所・本庁)

1 監査委員による監査

領域	対象部局	実施日
総合支所	世田谷総合支所	6月24日
	北沢総合支所	6月27日
	玉川総合支所	6月24日
	砧総合支所	6月20日
	烏山総合支所	6月23日
企画総務領域	政策経営部 DX推進担当部	7月28日
	総務部 庁舎整備担当部	区長室
	危機管理部	
	財務部 施設管理担当部	
	会計室	
	区議会事務局	
	選挙管理委員会事務局	
	監査事務局	
	生活文化政策部	8月5日
	地域行政部	
スポーツ推進部		
保健福祉領域	環境政策部	
	経済産業部 農業委員会	
	清掃・リサイクル部	
	保健福祉政策部	8月1日
	高齢福祉部	
都市整備領域	障害福祉部	
	子ども・若者部	児童相談所
	世田谷保健所	
	都市整備政策部	防災街づくり担当部
	みどり33推進担当部	7月31日
教育領域	道路・交通計画部	
	土木部	
教育委員会事務局		8月4日

2 事務局による監査 総合支所 5月8日から5月23日まで  
本庁 5月9日から6月25日まで

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項に基づき令和7年度の定期監査については、世田谷区監査基準(令和2年2月13日監査委員決定)に基づき実施した。

第1 監査の概要

1 対象部局等

- (1) 総合支所・本庁については、別表1 令和7年度定期監査対象部等一覧(総合支所・本庁)のとおり。
- (2) 施設等については、別表2 令和7年度定期監査対象施設等一覧のとおり。

2 対象事項

- 監査の対象とする事項は、次のとおりとした。
- (1) 令和6年度における財務事務及びその他の事務の執行
- (2) 令和7年度における監査実施日までの財務事務及びその他の事務の執行

3 実施期間

令和7年5月から同年11月までとした。

4 実施方法

- 監査は、監査委員及び事務局により、次の方法により実施した。
- (1) 監査委員による監査  
監査対象事項について、監査資料等による審査を行うとともに、必要に応じて関係部課長等から事情聴取を行う。
- (2) 事務局による監査  
監査対象事項について、監査資料等による調査、検証を行うとともに、必要に応じて担当者から事情聴取を行う。

5 着眼点

- 監査の着眼点は以下のとおりとした。
- (1) 監査対象部局の事務の特性や執行上のリスクを考慮し、リスクの高い事務に着眼して実施した。
- (2) 監査対象部局の事務事業の執行について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性が図られた運営がなされているかに着眼して実施した。
- (3) 前年度監査において、改善や訂正等を要するとした財務に関する事務に着眼して実施した。

別表2

令和7年度定期監査対象施設等一覧

- 1 監査委員による監査 10月8日から11月7日まで
- 2 事務局による監査 9月2日から10月30日まで
- 3 監査対象施設等

施設区分	実施基準	施設数	施設名
まちづくりセンター	4年	7施設	池尻 経堂 梅丘 松原 奥沢 祖師谷 上祖師谷
出張所	4年	1施設	経堂
清掃事務所	毎年	3施設	世田谷 玉川 砧
児童館	5年	6施設	若林 弦巻 野沢 松沢 上用賀 喜多虱
保育園	5年	9施設	世田谷 弦巻 西弦巻 守山 松沢 上用賀 ふじみ 等々力中央 希望丘
公園管理事務所	隔年	2施設	世田谷 烏山
土木管理事務所	隔年	2施設	世田谷 烏山
幼稚園	5年	2施設	三島 松丘
小学校	5年	13施設	太子堂 桜 中丸 赤堤 松丘 城山 東深沢 桜町 等々力 芦花 武蔵丘 希望丘 千歳台
中学校	5年	5施設	北沢 駒留 奥沢 東深沢 烏山
地域図書館	4年	3施設	梅丘 砧 玉川台
その他施設	3年	1施設	河口湖林間学園

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の着眼点に沿って実施した監査の結果、財務に関する事務については、概ね適正に執行されていたと認められる。

ただし、軽微な誤りや検討を要する事項については、是正や訂正を行うよう口頭で注意したので、各所管課においては適正な事務の執行に努められた。その他の事務事業については、概ね適正に執行されていたと認められる。

2 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、令和6年度を中心とする監査対象期間において、区が実施している財務に関する事務及び事務事業の執行状況について、区の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に添えて意見を述べる。

(1) 財務に関する事務について(適正な処理を徹底すべき事項、全行的に取り組むべき課題)

指導事項のうちリスクアプローチ(注)による観点から、大きなミスにつながるおそれがあるものや基本的な事項の理解が不足しているものについて記載する。各所管課においては、事務処理の見直しや改善の参考とされ、適正な事務の執行に努められたい。

注 リスクアプローチとは、行財政運営上の様々なリスク(組織目的の達成を阻害する要因)をあらかじめ識別し、そのリスクの量的・質的・重要性を評価して監査を行う手法をいう。

①適正な契約事務について

ア 仕様書の作成について  
所管課契約とは、所管課長に契約権限が委任されている契約のことであり、世田谷区契約事務規則第3条第1項に契約権限の委任について規定されている。所管課契約では、請書(または契約書)を契約の相手方から徴することが原則だが、物品購入などの簡易な内容の契約は請書兼請求書で契約することができている。ただし、何らかの作業が伴い、その作業内容を示すために仕様書が必要となるもの場合は、請書兼請求書によることはできず、仕様書を作成して履行内容等を明確に記載し、請書を徴して契約することとされている。しかし、次のような事例が見受けられた。  
・教育領域所管の施設において、既製品ではなくオーダーメイドで作成した物品の購入契約であるため、本来仕様書を作成して請書を徴すべきところ、仕様書を作成せず請書兼請求書で契約していた。

仕様書は、履行内容をはじめ、履行日・期限、履行場所、契約条件等を具体的にかつ明確に記載し、契約の相手方と疑義が生じないようにするためのものである。結ぼうとする契約に必要な要件がどのようなものか、区の「契約事務の手引き」などで随時確認し、適正な事務処理に努められたい。

イ 見積書の徴取について

随意契約によるとうとするときは、契約事務規則第39条及び第40条の規定に基づき、契約担当者はあらかじめ予定価格を定めるとともに、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならぬとされている。見積書を徴する相手方には、契約しようとする仕様と同内容を示して見積書を作成してもらふ必要があるが、次のような事例が見受けられた。

- ・区民生活領域所管の所管課契約において、見積書に記載の数量と、請書に添付された仕様書に記載の数量が異なっていた。

見積り合せによる契約の場合、同内容の仕様を示して2人以上から見積書を徴しないと、適正な価格比較にならない。見積り合せ後に仕様を変えてしまうと、価格比較の面では不適切なものとなり、疑義が生じるおそれもある。見積り合せにあたっては事前に十分検討して仕様を確定させ、見積り合せ後に変更することのないよう注意されたい。

その他、見積書の徴取にあたっては、1人からしか見積書を徴取していない、あるいは全く見積書を徴取しておらず、「所管課契約チェックシート」等に特段の理由の記録もない事例が、令和6年度に引き続き見受けられた。これまでの監査でも繰り返し意見を述べてきたが、契約の実務担当者は、「契約事務の手引き」や経理課発の契約関係通知を随時参照し、適正な事務処理に努められたい。

②支払額や相手方の誤り、遅滞のない支出事務について

公金の支出は、契約事務規則や世田谷区会計事務規則等に基づき、適正な金額を算出し、審査を経て、適正なシステム処理による支出手続きにより執行されなければならない。しかし、次のような事例が見受けられた。

- ・総合支所所管において、誤って請求書と異なる請求額を財務会計システムに入力して相手方へ過大に支払い、過払い分が後日返還された。
- ・企画総務領域所管及び区民生活領域所管（施設）において、誤って請求書と異なる請求額を財務会計システムに入力して相手方へ過少に支

払い、後日判明して不足分を支払った。

- ・総合支所所管において、講師謝礼の通用単価を誤って支払い、後日相手方からの連絡で判明し、不足分を追加で支払った。
- ・都市整備領域所管において、個人に支払うことになっていた謝礼を誤って当該個人が所属する法人に支払った。
- ・教育領域所管において、謝礼を同姓同名の別人に支払い、後日本来支払うべき相手方からの連絡で判明し、支払い直した。

また、次のような同一案件に対する二重払いの事例が見受けられた。

- ・保健福祉領域所管において、支払済みの月分の委員報酬について、支払済みであることを失念して再度支払った。
- ・教育領域所管の施設において、購入した消耗品の代金を誤って二重に支払った。

令和6年度にも同様の意見を述べたが、支払額や支払先の誤り、同一案件に対する二重払いはあってはならないことである。一義的には支出命令を起案した担当者の不注意・失念ではあるが、決定関与者が誤りに気付かず決裁しており、チェック機能が働かなかつたと見える。誤りを繰り返さないため、各所管課は、ミスが起こりにくい事務手続きの流れの構築や、担当がミスをしたとしても組織としてミスを補完できる重層的なチェック機能の強化等に努められたい。

財務会計システムへの入力内容と請求書の請求金額、相手方等の相違による支払ミスは、所管課の確認不足が主因であることは言うまでもないが、支出にあたっての審査機能の低下も危惧される。審査機能はほぼ最後の砦であった。残念ながら指摘した事案においては、その機能は、果たされなかつたと見える。所管課及び審査機能の実務担当者のみならず、区全体で支払ミスのリスク軽減の手法を検討・実施し、適正な支出事務に努められたい。

その他、支払が遅延して過年度支出になったものとして、次のような事例が見受けられた。

- ・教育領域所管において、所管施設からの支払い対象者の活動報告漏れにより謝礼が支払われず、後日相手方からの連絡で判明して支払った。

支出事務の遅れは区民や事業者との信頼を損なうものであり、金額によつては遅延損害金が発生し、区に金銭的損失を生じさせる場合もある。さらにその事実の判明が翌年度になると、会計年度独立の原則に反する過年度支出となることもある。事務処理手順の見直しやより実効性のあ

るチェック体制の強化に努められたい。

③徴収額の誤りについて

区の収入事務において、区が区民や事業者から徴収する際は、法令・例規・告示等の根拠規定に基づいて行われるが、次のような事例が見受けられた。

- ・総合支所所管において、利用料を誤って算定して徴収し、後日過納分を選付した。保健福祉領域所管作成のマニュアルの記載も曖昧であった。
- ・都市整備領域所管において、区が徴収する費用の単価を誤った金額でシステムに登録して徴収し、後日判明して過課納分を選付した。

徴収額の誤りは、区民や事業者との信頼を損なうものであり、特に過大徴収は、相手方に本来生じるはずのない負担を強いることになり重く受け止めなければならない。チェック体制を強化するなどして、適正な収入事務の実施に努められたい。

④指定供用物品等の管理について

郵券、ごみ処理券など、世田谷区物品管理要綱第15条に掲げる会計管理者が指定する供用物品については、世田谷区物品管理規則第35条の規定に基づき、指定物品受払簿またはそれに代わるものを備え、その供用状況を明らかにしておかなければならないと規定されている。しかし、その管理について、次のような事例が見受けられた。

- ・教育領域所管の施設において、ダンボール回収券などの現物の数と指定物品受払簿記載の残数が不一致であった。
- ・教育領域所管の施設において、残数が200枚以上ある郵券を追加で500枚購入し、年度繰越時点の残数が500枚以上あった。

指定物品受払簿等の記録が不正確であることは、随時行うべき物品管理がおろそかであることを意味しており、管理上のリスクが生じる。正確な記録を行うのが当然であるが、万一記録漏れを発見した場合は、原因を確認して速やかに訂正されたい。また、指定供用物品を購入する際には在庫状況を確認し、当面使用予定のない数量の購入は控える、使用予定のある種別に交換するなど、物品の適正管理及び有効活用に取り組みたい。

⑤ルールに基づいた支出事務について

区の支出事務は、条例・規則・要綱などの根拠規定に基づいて行われるべきものであるが、次のような事例が見受けられた。

- ・教育領域所管の施設において、要綱に定められた上限時間数を超えて支援員等が活動し、実績に基づき謝礼を支払った。

当該支援員等の活動時間数の上限が要綱に定められている場合は、それが根拠規定であるので遵守するよう努められたい。なお、予算の範囲内で必要性がある場合に限り規定の上限時間数を超えた運用を行うのであれば、それに応じた規定整備を検討すべきである。

⑥資金前渡による支払事務について

資金前渡とは、特定の経費について、職員に概括的に資金を交付して、支払いをさせる制度である。資金前渡を予定した事業予算は、所定の手続きに沿って支出負担行為を行い、適正な支出を行わなければならない。しかし、次のような事例が見受けられた。

- ・教育領域所管の施設において、交際費を一時的に立替払いしていた。
- 区の事業執行において、必要な経費は予算化されており、そこから所定の手続きを経て執行しなければならない。立替払いは金銭管理において公私の別に曖昧さが生じるおそれがある。前渡金の取扱いについては、執行までに遅滞なく手続きを行い、適正かつ誤りのないよう執り行われたい。

⑦財務に関する事務全般について

財務に関する事務は、契約事務規則や会計事務規則などの規定に基づいて行われるものであり、実務的には「契約事務の手引き」や「財務事務の手引き」など手引き等に従って事務が執行されている。

各所管課を対象とする監査において見受けられる不適切な事務の多くは、手引き等で定められていることの理解や確認不足が主な原因と考えられる。財務事務に係るすべての職員は、手引き等を随時参照するとともに、契約・財務関係の庁内通知の内容を把握するなどして、適正な事務処理に努められたい。

また、事務処理の際に何か問題や疑問が生じた場合は、手引きや通知等を確認することはもちろんであるが、課内・係内で情報を共有するなど組織的に対応することが重要である。各所管課においては事務処理の問題の背景等、多角的に分析し、より適切な事務対応を行うことができ組織づくりに努められたい。

(2) 各領域の事務事業について

①企画総務領域

区の広報は、①広報紙(区のおしらせ「せたがや」)の発行、②動画

広報やSNSなどの区政PR事業、③コミュニティFM放送(エフエム世田谷)、④区ホームページの4つを主な媒体として実施している。速報性を持つデジタルツール、デジタル環境によらず利用できる区のおしらせを始めとした紙媒体やコミュニティFM等、多様なツールでそれぞれの特徴を踏まえて情報発信の多重化を図っている。区ホームページのリニューアルにあたって、スマートフォンで見やすいコンパクトな構造にすることや構築段階で視覚障害者や高齢者による当事者検証を実施し意見を反映させたこと、また、アプリを活用し、区のおしらせの多言語自動翻訳や音声読上げを実現したことなど、概ね評価できる。今後、多様な広報媒体の実績や効果をさらに評価・検証して、区民により分かりやすく説明できるようにするとともに、より一層区民に響き伝わる広報の実現に努められたい。

区は、令和6年1月に世田谷区人材育成方針を約15年振りに改正した。改正にあたって、これまでの方針の普遍的な部分を踏襲しながら内容を整理するとともに、職員意見や今の時代にあった民間企業での実践手法など新たな要素を反映するため、公募によるPTでの検討、職員ワークショップ、職員意識調査などを実施した。こうした取り組みを通じて見えてきた「行政実務能力の底上げ手法の整備」「未知の課題に対処するスキルの向上」「キャリアサポート体制の整備」「管理職のマネジメント力向上に向けた体系的育成手法の構築」を重点的課題として位置づけ、取り組みを進めている。「行政実務能力の底上げ手法の整備」については、依然として必要な能力やスキルを身につけるための制度や仕組みが不十分と感じている職員が多いことや事務ミス等が引き続き課題となっている状況等を十分踏まえ、OJTを含めた実効性のある研修等の取り組みを進められたい。また、転職市場が活発化するなか、人材の確保・育成に危機感を感じざるを得ない。職員意識等に関する調査・分析を継続的に進め、職員が業務の中でやりがいや魅力を実感できる環境づくりに一層取り組まれたい。

区では、在宅避難の推進に向け、各家庭の災害時の備えを支援するとともに区民の防災意識のさらなる向上を図ることを目的として、在宅避難支援事業として区内の全世帯約50万にカタログギフトを配付した。最終的には76.4%の世帯申込みがあり、同時実施のアンケートは、WEB申込世帯のうち96%から回答を得られた。一方、未申請世帯が10万世帯以上、10～20代の単身の若者の割合が多く、アンケート結果からも単身若者世帯や集合住宅世帯の備蓄率や義災時の共助の意識の低さ等が明らかとなった。令和7年2月の地球防災計画の修正においても6つの重点検討項目の1つとして在宅避難の推進を位置づけ、在宅避難の継続的な周知啓発と在宅避難の取組みに対する支援を強化するとしている。

令和7年度は集合住宅居住者に焦点をあてた共助を促すマンション防災推進の取組みを実施し、在宅避難推進の強化を図っている。今回の在宅避難支援事業により約8割の世帯が必要な防災物品を申し込み、在宅避難の周知啓発が進んだことは良いことである。またアンケートで得たデータは非常に有意義であり、地域や世帯等分野別に蓄積されたデータは今後の災害対策に有効活用できるものである。所管課のみならず総合支所をはじめ全庁で活用し、在宅避難関連施策をより実効性のあるものにするべく取り組まれたい。

②区民生活領域

区では、平成30年に犯罪被害者等支援に関する条例の制定を求める陳情が議会で採択されて以降、条例制定と支援策の検討を進め、令和3年6月に犯罪被害者等支援相談窓口を設置し、令和7年4月に世田谷区犯罪被害者等支援条例の施行と犯罪被害者等支援等基金を創設した。条例制定や支援策の検討を行う犯罪被害者等支援検討委員会には、学識経験者等に加えて、途中から犯罪被害者当事者も委員に加わり、当事者意見を反映させた条例を制定することができた。他自治体と比較して幅広く手厚い支援が特徴であり、評価できる。今後より一層、支援条例や支援策の周知に努めるとともに、警察など関係機関とも連携しながら、区の相談機能をさらに充実させて、犯罪被害者等に寄り添い区の支援に確実につながるよう取り組まれたい。

例年3・4月に混雑期を迎えるくみん窓口等の窓口改善については、混雑の解消と区民の利便性向上を図るため、「窓口改善PT」を設置して取組みを進めている。令和7年混雑期には、待ち時間短縮に向けて「行かない書かない 待たない」の視点で、住民票等コンビニ交付手数料の減額、マイナンバーカード電子証明書手続きコーナーの拡充、来庁窓口分散化を図る広報の強化、届出人の自書の手間を省く「書かない窓口」の導入を実施した。しかしながら、マイナンバーカード保有者増に伴う手続き時間増、国提示の標準準拠システム導入に伴う処理時間増などにより、平均待ち時間が前年の33分から48分に増えた。国の標準システムに起因する課題もあるため難しい点があることは理解するが、今後、マイナンバー関連の処理件数が増えることが想定されており、他自治体の状況や改善事例も研究するなどして、引き続き窓口改善の取組みを進められたい。

世田谷区スポーツ推進計画(令和6年度～13年度)は、スポーツを取り巻く環境の変化を踏まえて、より区民がスポーツに親しめる環境づくりが必要であるとの考えに基づき、従来からのスポーツ・運動の概念に加えて、散歩・散歩などの日常活動を意識的に行うことなども広くスボ

保健福祉士などで構成された保健福祉特別支援チームを設置し、具体的な支援目標の設定や個別支援の進め方等について助言を行うバックアップ体制の強化を図っている。一つの窓口や機関では対応困難なケースに対し、当事者やその周辺の関係者に寄り添い、課題の解きはぐしから具体的な支援の実施、ひいては課題の解決に至るまで、関係機関が協働して対応することは、区の地域保健福祉をさらに前進させる原動力となっている。本庁と総合支所がそれぞれの役割を果たして連携を密にしなが、誰一人取り残さない地域共生社会を目指して取組みを推進されたい。

第9期高齢者保健福祉計画では、福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援のための施策を総合的に展開することとしている。その取組みとして、介護職員初任者や介護福祉士実務者への研修受講料、介護福祉士資格取得費用の助成や、区と福祉避難所協定を締結している施設等への介護職員の宿舎借上費用補助などを行っている。また令和6年度は人材確保や経営に必要な経費を補い、区民に必要な福祉サービスの事業継続を支えるため、高齢者施設に対して421法人に合計約7億円の緊急安定経営事業者支援給付金を支給した。支給後に実施したアンケートでは98%の事業者が「役に立った」と回答しており、給付金が発給事業所の事業継続に寄与したものと認識している。アンケート結果の中には経営改善支援を望む声も寄せられており、令和7年度には経営課題の分析や経営改善の伴走型支援等の経営改善支援事業を行っている。事業者の人材不足解消に寄与するよう、事業効果を検証しつつ、より一層の福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援に向けた取組みの推進に努められたい。

子どもの貧困対策として令和3年度から実施されている「生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業」では、令和6年度に2か所目の拠点が開設された。本事業は、虐待や養育困難、社会的孤立傾向など複合的な課題を抱える子どもにとつての居場所として、また家庭の見守りの場としての機能を果たしており、学習支援や生活支援、相談支援を通じて、子どもと保護者双方に寄り添った支援を行っている。開設以降、利用者数は増加し、関係機関との連携も広がりを見せている。今後の展開にあたっては、利用状況やニーズを踏まえることはもとより、子どもの生活圏に配慮するなど、支援を必要とする子どもと家庭に寄り添った支援を実践できる体制を整えることが期待される。また、総合支所では、生活困窮世帯等の子どもと家庭のニーズや家庭を取り巻く地域の実情を勘案した支援に取り組んでいるが、支援を必要とする子どもと家庭を適切な支援につなげるためには、本事業も含めた地域の多様な施設や機関とのさらなる連携の強化が求められる。区の調査では、進路選択や家庭の経済状況などにより高学年になる

一ツとして捉え、区民のスポーツ実施率は70%を目標に取り組むものとなっている。令和6年度は、パラスポーツの普及啓発として誰もが参加できる「世田谷deポッチャ」の実施やスポーツ団体との連携による試合観戦などを実施する中で、スポーツ実施・観戦場所の偏在、区民ニーズに応じた情報発信やスポーツ施設の機能充実などの課題があり、改善が必要なことを認識したとのことである。今後区民がスポーツに親しみ豊かな生活を送れる社会の実現に向け、関係団体などと緊密に連携しながら、こうした課題に対応した取組みを着実に進められたい。また、パラスポーツの普及啓発などユニバーサルスポーツの推進により、共生社会の実現に努められたい。

産業活性化拠点「HOME/WORK VILLAGE」は、令和4年5月に閉鎖した世田谷ものづくり学校を運営する中で見えてきた課題に対応するため、新たな事業展開を目指し、旧ものづくり学校の施設を活用して令和7年4月にプレオープン、7月にグランドオープンした施設である。既存産業への伴走型支援による再活性化を図るとともに、区内産業のイノベーションを創出・加速させ、地域経済の持続的発展を目指す拠点であり、経済的発展と非経済的価値の両立に向け、事業者の成長支援と地域や社会の課題解決を進め、地域交流が生まれる場として多様な人に来てもらえることを目指しているとのことである。「HOME/WORK VILLAGE」が、魅力的で話題を集め、事業者を含め多くの人が集う施設になるよう、事業の評価・検証を行いながら、事業目的の達成を図られたい。

③保健福祉領域

区では、令和6年度より新たな「地域保健医療福祉総合計画」をスタートさせ、世田谷版地域包括ケアシステムを強化するため、福祉分野に限定しない区の組織や警察・司法、医療、地域住民などの多様な機関等が連携し、複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方などに寄り添い、支援を提供する、多機関協働事業を開始した。事業の運営は総合支所保健福祉センター4課及びぶらっとホーム世田谷が担い、多機関協働事業の支援会議または重層的支援会議を開催し、多くの所属から情報提供を受け、課題を整理した上で、支援の方向性や支援内容、役割分担等の検討を行っている。総合支所保健福祉センター4課においては人員体制の強化を行うとともに、会議の進行や議論調整のスキーム向上のため、ファシリテーション研修等も受講している。一方、保健福祉政策課では、多機関協働事業の制度理解を深めるために、関係者向けの事例集の作成や支援会議の日程調整や情報共有の業務負荷軽減のための情報共通ツールの検討を行っている。さらに令和7年度から、複雑化・複合化した困難事例に対応するため、弁護士、医師、精神

ほど子ども生活困難度が高まり、高校生世代が最も高いという傾向がみられることを踏まえ、就学期を通じた切れ目のない支援を念頭に、子どもと家庭が安心して過ごせる環境の整備と、地域に根ざした支援の充実に引き続き努められたい。

保育需要の高まりを受けて、区は保育施設の整備を進めてきたが、施設数が増加する中においても、保育の質を維持・向上させていくことを目的に、平成27年3月に「世田谷区保育の質ガイドライン」を策定し、保育の質の維持・向上に向けて取り組んできた。令和7年の改訂では、子ども権利条約に示される4つの一般原則を明記し、「子どもの権利を中心とした保育」の実践を基本指針としている。子どもを自ら尊重や感情を持ち、日々の生活や遊びを通じて成長していく存在として尊重する視点は大変重要であり、例えば、子どもが自分で遊び方を選び、自分の気持ちを自由に表現できるような環境づくりが求められる。保育園や児童館等の施設においても、ガイドラインの職員間の共有や絵本を活用した子どもの権利への学びなどに取り組まれていた。今後は、保育者のみならず、保護者や地域も含めて子どもと関わるすべての大人へガイドラインの理念の共有を図るとともに、ガイドラインのポイントを解説した動画の配信やテーマ別研修の実施、施設内での実践の振り返りや自己評価の促進などを通じて、保育内容のさらなる充実を図られるよう、継続的に働きかけを行われたい。

④都市整備領域

現行街づくり情報システムである「IDES」については、平成11年に導入されて以降、都市整備領域の関係部署及び総合支所間における、街づくりに関する業務情報の一元管理と即時共有を可能とし、業務の効率化及び区民サービスの向上に寄与してきた。一方で、現行システムは、運用開始以降、度重なる法改正等に伴う改修により、システムの構造が複雑化し、保守・運用に係る経費が高額化していることに加え、機軸推進方針Ver.2に基づく各種申請の電子申請化への対応など、機能面において最新の情報技術動向や区民ニーズとの乖離が生じている。区は、これらの現行システムが抱える課題を解決し、時代に即した新たな視点による取組みの加速や持続可能な組織体制の構築を着実に推進するため、次期システムの令和8年冬以降の運用開始を目指して、具体的な設計や開発を進めている。システムを改修することで、区内部の業務効率化によって生み出された時間を区民サービスに振り向けられることはもちろんのこと、「行かない、書かない、待たない」とする新たな窓口等の実現により、区民や事業者の個別具体的な建築計画や街づくりの相談等のサービスの向上に取り組まれたい。

令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行され、特定空家等となる前から固定資産税の住宅用地特例を解除する等の制度が新設されたことにより、区では、空家に対して早期の対応が行えるようになった。さらに、令和6年3月には世田谷区空家等対策計画(第2次)を策定し、普及啓発や相談体制の整備や周知を盛り込み、所有者等に対しては、管理不全となる前や空家となる前の段階から対策に取り組むよう周知・促進を図っている。今後も引き続き、空家等の発生抑制と適切な管理や活用、除却を促進するため、人生の「終活」の一環としての家の「終活」についての周知や既に空家等を所有している方への支援、多様な民間団体によるセミナーや相談会の開催支援などの民間との連携を進めるとともに、区民が相談しやすい工夫として、インターネット上の発信や相談受付を行う「せたがや空家活用ナビ」の活用周知を図るなど、空家対策の一層の推進に取り組まれたい。

区では、公共交通不便地域への対策の検討のため、砧モデル地区を設定し、令和5年5月から、3年間を用途に地域や運行事業者と協働しながら、AIとワゴン車両を活用したデマンド型交通による実証運行を実施し、利用状況や採算性などを確認しながら、本格運行に向けて取組みを進めてきた。また、地元からの声を受け、令和7年10月からは、運行ペースを週3日から、週5日に拡充するなど利便性の向上に取り組んでいる。令和7年度は、実証運行の最後の年でもあることから、区は、地元協議会の意向を十分に確認し、利用状況や採算性、福祉・健康面、地域経済活性化等への効果などについて、さらに分析・評価を進め、持続可能なコミュニティ交通として、本格運行の実現につなげたい。また、先行事例である本実証運行の結果を有効に活用し、他の区内の公共交通不便地域対策に取り組みられたい。

区のレンタサイクル、通称「がやりん」は、平成8年にスタートし、グッドデザイン賞を受賞するなど、当時は画期的な事業として、区民生活の利便性の向上に寄与してきた。その後、電動自転車の導入や、借りた場所と異なる場所に返却することを可能とするなどの充実を図り、多くの区民の大切な移動手段として利用されてきたが、近年は、使い勝手の良さから、民間のシェアサイクルの利用が大幅に増えてきた。区では、こうした区民の自転車利用の変化や「がやりん」のシステム運用費が高額になってきていることなどから、令和7年11月に事業を廃止した。今後は、これまで「がやりん」が担ってきた役割を民間シェアサイクルが引き継ぐ形となるが、現在、民間シェアサイクルのポートが増えているとはいえ、地域偏在やポートの確保、台数不足などの課題も懸念される。区は、これらの課題解決に向け、民間シェアサイクルとの連携を強化し

て取り組み、区内の移動利便性のさらなる向上に努められたい。

⑤教育領域

区が所有・管理している多くの文化財は、建造物、古文書、絵画、彫刻、民俗資料、史跡等様々なものが存在し、区所有物以外に、所有権を移さず維持管理を行う区民からの寄託品も2万5千点程度ある。適切な維持管理と保存修理のため、建造物は定期的に劣化状況調査を行い、小破修繕と計画的な改修に努めている。また、古文書、絵画、彫刻、民俗資料等は、収蔵庫の確保や適切な温度・湿度管理、消火設備下での保存が必要であり、災害等により文化財が破損・滅失しないよう、安全な保管場所への移管に着手している。世田谷の歴史・文化を後世に継承する貴重な財産である文化財は、他に替えられないものはなく、今後も適切な維持管理に取り組むとともに、長期的な視点から計画的な保存修理に努められたい。また、世田谷デジタルミュージアムは、ICT技術を活用した文化財関連情報の発信及び学習支援の仕組みとして、世田谷の歴史文化の魅力発信している。サイトへのアクセス数も4年間でほぼ倍増し、詳しい情報の問合せや研究論文への画像掲載の依頼も増えている。今後も効果的な活用を行い、区の文化財のさらなる普及啓発に努められたい。

区では、令和7年3月に「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」を策定した。初年度となる令和7年度から教員の負担感が高い業務に対する7つの取組みを「緊急対策プラン」として実施し、単なる働き方改革に留まらず、指導における教員の意識変化、学校を核とした地域コミュニティの強化などを通じてより一層の教育の質の向上を目指すとしている。取組みにあたっては、教員の勤務状況等をきめ細かく把握しながら、学校への伴走支援を進め、教員の負担の軽減や学校の変革、教育の質の向上に着実につなげられたい。また、令和4年度から検討を続けてきた中学校部活動の地域連携・地域移行についても、「持続可能な部活動体制の構築」として「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」にその取組みを掲げ、同じく令和7年3月に教員の負担軽減の視点も重視した「世田谷区立中学校部活動地域移行の方針」を策定した。部活動指導に地域人材が参加する地域連携や、教員の負担軽減を図れる体制の構築、部活動に代わる「地域クラブ活動」への移行環境の構築に関する区の支援など5つの方針を示し、令和7年度からは部活動地域移行事業として地域クラブ活動等への移行を試行している。生徒がより良い環境のもとで希望する部活動ができるよう、地域や学校の実態に応じ、部活動の地域連携・地域移行の円滑な実施に取り組まれたい。

区では、「世田谷区教育振興基本計画」「せたがやインクルージョンプラン」で、インクルーシブ教育の推進を重点取組みと位置づけ、令和7年3月に「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」を策定した。ガイドラインは、障害などにかかわらずガイドラインの対象とし、すべての子どもが同じ場所で仲間として共に学び、誰もが自分らしく学校生活を送ることができ、教育の一層の推進や多くの意見を踏まえた11の事例を示していることが特徴である。ガイドラインは、すべての正規教員、非常勤講師や各種支援員等の関係職員、教育委員会事務局の全職員に配付している。各学校での理解促進の取組みや様々な研修の実施などにより、ガイドラインが日々インクルーシブ教育の実践に十分活かされるよう取り組まれたい。また、インクルーシブ教育支援チームによる学校の支援体制についても、その専門性を活かした機能を発揮されることを期待する。すべての子ども一人ひとりに丁寧に向き合い、寄り添ってきめ細かく進められたい。

区では、大学、高校、企業等との連携のもと、プログラミングや科学実験など様々な内容のSTEAM教育講座を実施している。令和6年度からは、多様な学びに参加する機会がさらなる充実や教員の指導力向上を目的として、学校や地域への出前講座を開催した。区民の関心、教員や子どもたちの評価も高い。また、令和7年度からは、新たな学校外のプログラムとして「LEARN in SETAGAYA」を実施している。子どもたちがグループで地域を巡り、与えられたミッションを達成する取組みで、課題に向き合いながら、実践力を養うものとして、教育委員会が重点的に取り組み非認知能力の育成に資する取組みの一つに位置付けられている。「LEARN in SETAGAYA」は、まち・地域を舞台にミッションを達成するという実践的プログラムであるが、いずれも各教科の知識や考え方を統合的に活用し、問題解決能力や新しいものを創造する力などを育成するという点で評価すべき大変興味深い取組みである。子どもたちの様々な挑戦が身になり、生きる力となるよう、今後もより効果的な取組みを進められたい。

**終わりに**

以上、令和6年度を中心とする財務事務の執行状況や事務事業等について意見を述べてきた。  
 今回の監査では、財務事務等において是正を求めた事項は認められなかったが、以下に総括的な意見を述べる。

財務事務においては、事務処理方法の変更や徹底についての通知・手引き等を確認していないことに起因した事例が散見された。これらの確認の徹底が基本であるとは言ってもないが、重要な変更点については、職員が明確に認識・理解できるようにしなければならぬ。令和8年4月には所管課長等に委任できる少額随意契約の基準額の引上げも予定されている。今後、所管課長等の契約締結権限の拡大に伴い、さらに適正な事務処理が求められることから、これらを十分踏まえ、事業主管からの通知類の工夫など、周知徹底のあり方について検討されたい。

支出事務等においては、支出額・相手方の誤りの事例が複数確認された。これらは、相手先からの申し出がなければ発見が困難であったり、追加支給や返還の処理を行う必要があったりすることから、区民や事業者、区の財政等に対し直接影響を与えることになる。誰でもミスをするという前提に立ち、単にチェックの徹底を呼び掛けるだけでなく、担当者から係長、管理職から会計室まで、なぜ支出の根本に関わるミスが起こったのか、その原因をしっかりと確認、共有し再発防止に努められたい。

物品の管理については、庁舎移転の際に元区長の肖像画滅失の事故が発生した。本件は、肖像画の移転先を指示するラベルの貼付が漏れ、滅失に至ったものであるが、所管課において肖像画の現物照合を怠り、誤った報告を行ったことに加え、それがチェックできずにいたことで事故の発覚が遅れにつながった。また、滅失の事実が確認されても、それを令和6年度決算資料へ反映できない年間事務スケジュールになっていた。区は、歴代区長の肖像画の管理体制への認識や移転時の連携不足を要因としており、管理体制の明確化や備品の確認の徹底を課題としている。令和6年度世田谷区各会計歳入歳出決算審査意見書においても指摘したところだが、区は確認・対応の過程において、この滅失を令和7年度決算時において反映するとしており、決算等の区民への説明責任の観点からも課題があるといえる。これら明らかとなった課題に適切に対応し、区民の信頼を失わないためにも、物品管理について、実効性のある事務処理が行われるよう見直しを行い、一層の管理体制の強化を進められたい。

人材育成については意見でも触れているが、ここで改めて指摘しておく。「行政実務能力の底上げ手法の整備」を重点的課題のひとつに位置付けて取り組んでいるものの、本定期監査の結果や人材育成に関する職員意識調査結果に鑑みれば、さらなる取組みの強化が必要であると言わざるを得ない。

また、今回の監査で発見・指導した事例の中で、個々の職員の知識や経験、能力の不足を組織的に補えず、誤った対応に繋がったものがあった。組織内の狭い範囲での検討しか行われておらず、組織内での相談・調整を行う庶務機能が発揮されていなければ対応の誤りが防げたと思われる事例もあった。

社会経済状況の変化に伴い、今後も自治体の契約・財務等の事務処理について制度やシステムの変更等が想定され得る。若手職員からベテラン職員まで、すべての職員が常に行政実務に必要な基礎的な知識やスキルをアップデートできる環境の整備をさらに進められたい。チェックシートの使用など、適切な事務を行うための支援、確認ツールを用いて初歩的なミス等を回避するとともに、レアケース等、対応困難なケースの組織内での相談や情報共有、対応のチェックをできる体制も再確認されたい。

区は、くみん窓口等の複雑の解消と区民の利便性向上を図るため、様々な取り組みを進めてきているが、マイナンバーカード処理の増や標準システムとの制約等により、結果として区民の待ち時間が長くなるとともに、早く処理しなければならぬとの焦りから生じた事務ミスの事例も見られた。また、複数のシステムでデータ連携を行う際、標準処理システム移行に伴って、誤った値を使用したため、ミスが生じた例もあった。標準処理システムは中長期的にはメリットがあるが、当初の期限から5年延長となったことで、本来の機能を発揮できない中途半端な状態がしばしば続くこととなる。所管毎のシステム導入の進捗の違いや担当部門毎の観点の違いにより、システム対応の漏れやデータの連携の誤り等による事故が生じることも懸念される。職員が使いやすく、かつ区民サービスの向上につながるように、区全体の業務フローや最終のアウトプットを視野においたリスク回避を行うため、各標準処理システム間の連携を見渡したきめ細かな設計や調整に努められたい。

近年の地球温暖化等による酷暑は、将来を担う子どもたちの学びにも大きな影響を与えている。こうした状況に対応し、小中学校における暑熱対策では、空調設備の更新・増強やシート・カーテン等による遮熱対策が進められている。今回施設に関する監査を行った際には、計画を前

倒して対策を実施しその効果が認められた施設もあったが、対策が必要な施設がまだ残されている状況にある。また、プールについても、各学校で授業の実施時期の変更や日陰づくり等の工夫がされていたが、さらに有効な対応をとるためには大規模な作業が必要になるなどのハード面での課題があるとの意見もあった。児童・生徒、教職員の安全に関わることであるため、今後も引き続き、現場の状況を踏まえ、計画的に取り組まれない。

区は、現在、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷の実現に向け、令和6年度にスタートした新たな基本計画をはじめ、各種計画等に基づき、将来を見据えた様々な施策を展開している。また、令和8年9月には、自治体の顔とも言うべき新庁舎の東西2期棟も竣工する予定である。今後、一新される窓口において、より充実した区民サービスを提供できるよう庁舎移転に万全を期すとともに、新庁舎の機能を最大限に活用しながら各組織が創造性を発揮し、各種施策の効果的・効率的な推進に取り組みまれない。